

武蔵野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

武蔵野市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年9月武蔵野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

| 改正前 | 改正後 | 説明 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5及び6</u></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 (略)</p> | <p>(審査の申出)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4及び5</u></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 (略)</p> | <p>項の削除</p> <p>項の繰上げ</p> <p>字句の削除</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6 及び 7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(実地調査についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> | <p>2 から 4 まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6 及び 7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(実地調査についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> | <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> |
|--|---|---|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続の簡素化及び業務の効率化を図るため、審査の申出の手続等に係

る書面への押印を不要とするほか、所要の改正をするものである。